

## 第 798 回 通関協議会(本関地区)

1. 日 時 令和 8 年 6 月 9 日(火)11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関本関 7階大会議室

3. 議 題

【議題1】「令和8年度 機構改正及び事務処理体制の一部変更について」【資料1】

(業務部 管理課)

【議題2】「誤びゅう削減のお願い」【資料2】

(調査部 調査統計課)

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 799 回通関協議会は、令和 8 年 7 月 14 日(火)11:00 の開催を予定しています。  
場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

関係各位

## 令和8年度 機構改正及び事務処理体制の一部変更について

平素から税関行政に深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
令和8年7月1日から下記のとおり、機構を改正し、事務処理体制の一部を変更することをお知らせします。

## 記

## 1. 機構改正

改正後			
増加機構	増加数	減少機構	減少数
調査部 特別調査官	8	調査部 特別関税調査官	7
千葉税関支署 統括審査官	1	調査部 統括調査官	1
本牧埠頭出張所 統括審査官	1		

## 2. 事務処理体制の変更

部署所名	変更後	変更前	内容
業 務 部	統括審査官 (通関総括第1部門担当)	統括審査官 (通関総括第1部門担当)	○事務の追加 ・申告書等の郵送に関する届出
	統括審査官 (通関総括第2部門担当)	統括審査官 (通関総括第2部門担当)	○事務の追加 ・減免税、原産地表示、輸入他法令、関税割当等に関する事務  ○他部門へ一部事務の移管 ・申告書等の郵送に関する届出 ・製造たばこ及び塩特定販売業者の登録・届出に関する事務 ・輸出貨物に関する証明事務
	統括審査官 (通関総括第3部門担当)	統括審査官 (通関総括第3部門担当)	○事務の追加 ・小口貨物等に関する総括事務 ・製造たばこ及び塩特定販売業者の登録・届出に関する事務  ○他部門へ一部事務の移管 ・減免税、原産地表示、輸入他法令、関税割当等に関する事務
	統括審査官 (通関総括第4部門担当)	統括審査官 (通関総括第4部門担当)	○他部門へ一部事務の移管 ・小口貨物等に関する総括事務
	統括審査官 (輸出総括部門担当)	統括審査官 (輸出総括部門担当)	○事務の追加 ・輸出貨物に関する証明事務

部署所名	変更後	変更前	内容
千 葉 税 関 支 署	統括審査官 (通関第1部門担当)	統括審査官	○通関の総括事務、収納事務、海上貨物の通関 ※品目分担は「3. 品目分担一覧表」参照
	統括審査官 (通関第2部門担当)	【新設】	○航空貨物の通関 ※品目分担は「3. 品目分担一覧表」参照
本 牧 埠 頭 出 張 所	統括審査官 (通関第6部門担当)	【新設】	○輸出通関 ※統括審査官(通関第5部門担当)との共担制 品目分担は「3. 品目分担一覧表」参照
	統括審査官 (通関第7部門担当)	統括審査官 (通関第6部門担当)	○部門名称の変更 ※事務内容は現行どおり 品目分担は「3. 品目分担一覧表」参照

### 3. 品目分担一覧表

部	部別品目	類	類別品目	千葉		本 牧							
				通関 1	通関 2	通関 1	通関 2	通関 3	通関 4	通関 5,6	通関 7		
				海上	航空	入	入	入	入	出			
1	動物(生きているもの)及び動物性生産品	1~5	動物、肉、魚介類、酪農品										
2	植物性生産品	6~14	野菜、穀物、採油用の種										
3	動植物の油脂、調製食用油、ろう	15	同 左										
4	調製食料品、飲料、アルコール、たばこ	16~18	肉、魚又は甲殻類、砂糖菓子										
		19~22	ミルク調製品、各種調製食料品										
		23~24	たばこ										
5	鉱物性生産品	25~27	塩、土石類、鉱石、鉱物油										
6	化学工業の生産品	28	無機化学品										
		29~32	有機化学品、医療用品、肥料										
		33~34	精油、化粧品類、洗剤										
		35~37	変性澱粉、火薬類、写真材料										
		38	各種の化学工業生産品										
7	プラスチック、ゴム	39~40	同 左										
8	皮革、毛皮、動物用装着具、旅行用具	41~43	同 左										
9	木材、コルク、組物材料製品	44~46	同 左										
10	木材パルプ、紙、板紙、及びその製品	47~49	同 左										
11	紡織用繊維及びその製品	50~60	繊維及びその製品										
		61~63	衣類等										
12	はき物、帽子、傘、羽毛製品、造花	64~67	同 左										
13	石、石綿、雲母、陶磁製品、ガラス	68~70	同 左										
14	貴石、貴金属、身辺細貨類、貨幣	71	同 左										
15	卑金属及びその製品	72~76	鉄鋼、銅、アルミ等及び製品										
		78~81	鉛、亜鉛、すず及びその製品										
		82~83	卑金属製品の工具、道具										
16	機械類、電気機器、VTR、音声再生機	84	原子炉、ボイラー、機械類										
		85	電気機器、VTR、音声再生機										
17	車両、航空機、船舶及び輸送機器	86~89	同 左										
18	光学機器、写真用機器、医療用機器	90~92	同 左										
19	武器、銃砲弾	93	同 左										
20	雑品	94~95	同 左										
		96	同 左										
21	美術品、収集品及びこつとう	97	同 左										
		—	プラント貨物										

以上

2026 年 6 月

各 位

横 浜 税 関



## 誤びゅう削減のお願い

平素より税関行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

輸出入申告書等のデータを基に作成されている「貿易統計」は、国際収支統計や経済政策の策定のための基礎資料となるなど、わが国の貿易の実態を最も的確に把握できる統計として重要な役割を果たしております。

横浜税関では 2025 年に発生した「誤びゅう原因」並びにこれまでに発生した主な「誤びゅう事例」を取りまとめましたので、より正確な貿易統計の作成にご協力をお願いします。

### (1) 誤びゅうになる前に・・・ 価格再確認欄の活用をお願いします

システム申告において誤びゅうとなったものの多くで、「価格再確認欄」に「H」や「L」が表示されています。

輸出入申告事項登録で「価格再確認欄」に「H」や「L」が表示された場合は、申告価格が高価又は安価な理由を確認するだけでなく、下記の申告内容についても確認するようお願いします。

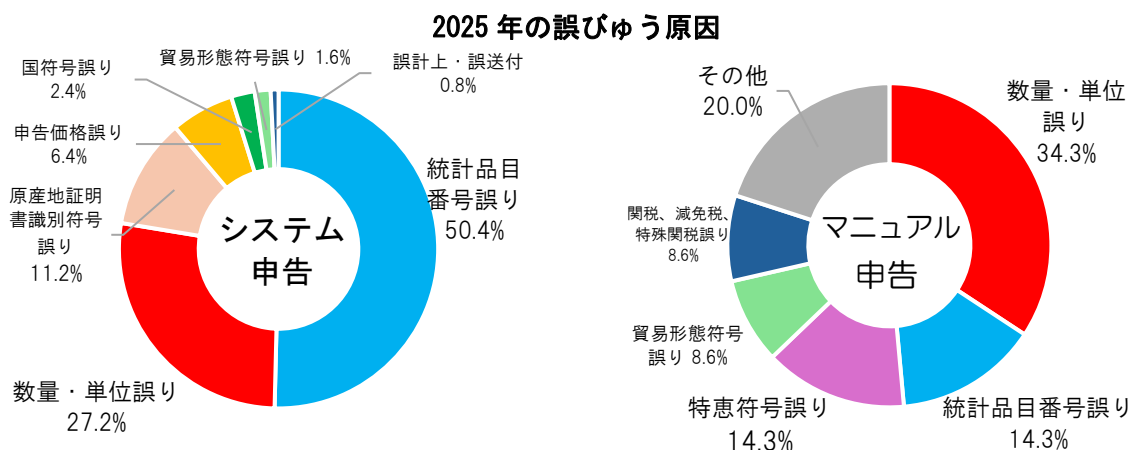
- ・「統計品目番号」が正しいか
- ・「申告数量・数量単位」とインボイス数量が一致しているか
- ・「通貨種別」がインボイスと同一であるか

再確認の例として、P 4 の「[価格再確認欄に表示が出た場合について](#)」をご参照下さい。

### (2) 誤びゅうの主な原因

2025 年に発生した誤びゅうの主な原因を見ると、システム申告においては、「統計品目番号」及び「数量・単位」によるものが全体のおよそ 8 割を占めています。

また、マニュアル申告においても、システム申告と同様「統計品目番号」、「数量・単位」誤りのほか、特惠符号の記載漏れなど単純な入力ミスが多く見られます。



### (3) 誤りゆう事例

#### ①統計品目番号の誤り

【事例】商品内容の確認不足

メイプル風味シロップの輸出申告において、調製食料品と申告すべきところ、かえで糖及びかえで糖水として申告。

#### ※注意点

貨物の名称のみに頼って品目分類を行うのではなく、**貨物の性状や用途等**を踏まえて分類することが重要です。そのため、必要に応じて商品説明書や製造工程書などを入手し、**貨物の詳細**を十分に確認することが求められます。

#### ②数量・単位の誤り

【事例】申告数量の入力誤り（詳細はP4の事例①をご参照ください。）

生地の申告において、インボイスおよび計算書に記載された数量（1139.00）を見誤り、本来1,139（SM）と申告すべきところ、113,900（SM）として申告。

#### ※注意点

数量の誤りについては、ピリオドとカンマを見誤るケースやKGとMT、GRとKG、LとKLなど、インボイスに記載の単位と申告数量単位（第1単位及び第2単位）を誤るケースが多く発生しています。

**申告の際、数量が不自然に大きく（小さく）なっていないか、また第1数量と第2数量の関係が不自然になっていないかよく確認する必要があります。**

#### ③申告価格の誤り

【事例】通貨種別の入力誤り（詳細はP4の事例②をご参照ください。）

自動車の輸出申告において、通貨種別を「JPY」ではなく、「USD」として申告。

（正）41,000,000円（4,100万円） （誤）41,000,000USD（約60.5億円）

#### ※注意点

通貨種別の誤りは、インボイス等の申告書類をよく確認していれば防ぐことができたものが多いことから、申告の際には入念に確認をお願いします。

価格再確認欄「H」や「L」が出ている場合、**各欄の申告価格と通貨種別が正しいか**確認する必要があります。

#### ④国符号誤り

##### 【事例1】原産国の入力誤り

原産国がブルネイ（BN）であるところ、サン・バルテルミー島（仏）（BL）と申告。

##### 【事例2】申告とは別の貨物と誤認したことによる原産国の誤り

原産国をカザフスタン（KZ）で申告すべきところ、中華人民共和国（CN）と申告。

#### ※注意点

原産国の誤りは金額や数量が大きい場合、貿易統計に大きな影響を与えるため、申告内容をよく確認した上で申告をお願いします。

##### 原産地コードが似ている組み合わせ

- ・ ID（インドネシア） と IN（インド）
- ・ BN（ブルネイ） と BL（サン・バルテルミー島（仏））
- ・ CN（中華人民共和国） と CM（カメルーン）

誤びゅうの多くは、統計品目番号、数量及び申告価格の誤りに起因しています。また、通貨単位や数量の入力誤りなどの単純なミスにより、正しい申告価格・数量に比べ、価格や数量が100倍、1,000倍になります。

これらの誤りが、貿易統計に大きな影響を与える可能性もありますので、内容を十分に確認して輸出入申告していただくようお願いします。



別添資料「[誤びゅう防止にご協力ください](#)」のチェック項目について、申告前にもう一度確認を行う等、誤びゅう防止にご協力をお願いします。

● 価格再確認欄に表示が出た場合について

【事例①】 輸出申告における数量の誤り

(欄部)

<01 欄>		価格再確認 [L]
品名 生地	統計品目番号 6006.23-000	
申告価格 (FOB) ¥600,000	数量 (1)	113,900 SM
	数量 (2)	256 KG

【ポイント】①

欄部の申告価格  
をチェック!

申告価格はインボイスどおり!

【ポイント】②

欄部の数量  
をチェック!

ピリオドを見落として申告!  
→ 1139 SM に訂正

インボイス記載の  
数量は 1139.00 SM

【事例②】 輸出申告における通貨コード (通貨種別) の誤り

(欄部)

<01 欄>		価格再確認 [H]
品名 自動車	統計品目番号 8703.21-915	
申告価格 (FOB) ¥6,051,190,000	数量 (1)	
	数量 (2)	15 NO

【ポイント】①

欄部の申告価格  
をチェック!

インボイス記載の  
価格は JPY 41,000,000

【ポイント】②

共通部の通貨コード  
をチェック!

(共通部)

仕入書価格	FOB	<u>USD</u>	41,000,000
-------	-----	------------	------------

通貨コードを誤って申告!  
USD→JPY に訂正

価格再確認欄に [H] や [L] が表示された場合、

まず初めに、欄部の申告価格が正しいかどうか確認してください。

共通部の仕入書価格や FOB 価格の通貨コードに「JPY」以外を入力した場合は、申告価格が適用レートに基づき邦貨 (円建て価格) に換算された金額が欄部に自動で入力されることがあるので注意してください。



輸出入申告をされる皆様へ

2026年6月  
横浜税関

# 誤びゅう防止にご協力ください！

貿易統計データは、我が国の経済政策策定のための基礎資料や各業界の貿易指標等に幅広く利用されており、データの誤びゅうは、貿易統計の信頼性を揺るがし、国際間の摩擦を引き起こしかねません。

- ✓ 統計品目番号(分類)は正しいですか？
- ✓ 計上単位(KG、MT等)は正しいですか？
- ✓ 通貨種別(USD、JPY等)は正しいですか？
- ✓ カンマと小数点を見間違えていませんか？
- ✓ 国コード、港コード、特惠符号は正しいですか？
- ✓ 特に、NACCS画面の価格再確認欄に「L」、「H」が表示された場合は、申告単価の再確認をお願いいたします！！

